

令和3年度（2021年度）家計の急変等における熊本市奨学生の募集

（1）貸付対象者

- ・熊本市内に居住する方の被扶養者であること。
 - ・学校教育法による高等学校に在学していること。
 - ・国、他の地方公共団体若しくはその団体からの奨学金(貸付けによるものに限る。)又はこれと同種の貸付けを受けていないこと。
 - ・次の1～6にあたる家計の急変等の該当者であること。
 - 1 火災、風水害等の天災による家屋への被害（全焼・半焼・全壊・半壊）
 - 2 扶養者の事業失敗による破産
 - 3 主たる生計者が会社側の都合による解雇により失職
 - 4 主たる生計者の死亡
 - 5 主たる生計者の入院又は長期自宅療養による世帯収入の減少
 - 6 扶養者の離婚による世帯収入の減少
- ※家計の急変等の内容が、令和3年1月1日以降に発生したものを対象とします。

（2）貸付月額

高等学校（国・公立） ①18000円 、②9000円（選択）

（3）貸付期間

申請した日の属する月から令和4年（2022年）3月まで

詳細・希望者は図書館中山まで申し出て下さい